

お客様各位

『建築法規PRO2025 図解建築申請法規マニュアル』内容補正について

本書の一部記載に内容補正が必要となりました。謹んでお詫び申し上げますとともに、以下のとおり訂正いたします。

(※下線を付した箇所が、訂正・加筆等を行った箇所になります。)

1. 表の差し替え

以下の2箇所に掲載の表につきまして、最新の告示の改正内容が反映されておりませんでしたので、それぞれ、以下の表への差し替えをお願いいたします。

①該当箇所：243頁「(14) 20分間防火設備(両面20分)」 「【図表13】平12建告1360号で示す20分間防火設備(両面の詳細)」の表

いずれかに該当	
1号	30分防火設備(令元国交告193号第1第14項)
2号	法21条2項、法61条1項、令108条の3第1号または令109条の8の規定による大臣認定を受けた防火設備
3号	鉄製または鋼製(鉄板または鋼板の厚さ0.8mm以上(網入りガラス、または網入りガラスを用いた複層ガラスを含む))
4号	鉄骨コンクリート造または鉄筋コンクリート造でつくられたもの
5号	土蔵造
6号	枠を鉄製または鋼製で作り所定の条件を満たしたもの
7号	枠の屋外側をアルミニウム合金材で、屋内側をアルミニウム合金材または樹脂で作り所定の条件を満たしたもの(屋内側をアルミニウム合金材とした場合周囲の部分が不燃材料でつくられた開口部に取り付けること)
8号	枠を樹脂で作り所定の条件を満たしたもの
9号	枠(見付40mm以上、見込70mm以上)を木材(気乾比重0.45以上)で作り所定の条件を満たしたもの
10号	骨組みを防火塗料を塗布した木材で造り、かつ、屋内面に厚さが1.2cm以上の木毛セメント板または厚さが0.9cm以上のせっこうボードを張り屋外面に垂鉛鉄板を張ったもの
11号	開口面積が0.5㎡以内の開口部に設ける戸で、防火塗料を塗布した木材および網入りガラスで造られたもの

※枠または他の防火設備と接する部分を隙間が生じない閉鎖構造(相じゃくりまたは**定規縁**や戸当たりの設置等)とし、かつ、取付金物は閉鎖時に露出しない構造とする。

②該当箇所：245頁「(17) 30分間防火設備」の表

令元国交告193号第1第14項で示す30分間防火設備の詳細(30分間防火設備とは下記の表の各号のいずれかに該当するもの)

いずれかに該当		共通事項
1号	45分間防火設備	
2号	通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後45分間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、法21条2項、法61条1項、令108条の3第1号または令109条の8の規定による国土交通大臣の認定を受けた防火設備	
3号	鉄材または鋼材(鉄板または鋼板の厚さ1.0mm以上)耐熱結晶化ガラス(*1)を用いたものを含む)	

4号	枠を鉄材または鋼材で造りかつ右に適合するもの	イ 耐熱結晶化ガラス（*1）を使用	左の構造方法のほか、周囲の部分（*3）が不燃材料で造られた開口部分に取り付けられたもので、枠または他の防火設備と接する部分を隙間が生じない閉鎖構造（相じゃくりまたは定規縁や戸当たりの設置等）で、かつ取付金物は閉鎖時に露出しない構造
		ロ はめぐろし戸	
ハ 幅1,000mm以上1,200mm以下で高さ1,600mm以上2,400mm以下の開口部に取り付けられたもの			
ニ 火災時にガラスが脱落しないよう以下の方法でガラスが取り付けられたもの ・鉄材または鋼材で厚さ3mm以上の取付部材で、枠に堅固に取付 ・取付部材を鋼材のねじにより枠に250mm以下の間隔で固定 ・ガラスの下にセッティングブロック（*2）を設置 ・ガラスの取付部分に含まれる長さを7mm以上			
ホ 取付部分に以下の部材をガラス全周にわたって設置 ・シーリング材またはグレイジングガスケット（難燃性を有し、シリコン製であるものに限る） ・加熱膨張部材（黒鉛を含有するエポキシ樹脂製に限る）			
5号	枠を鉄材または鋼材で造りかつ右に適合するもの	イ はめぐろし戸	
		ロ 複層ガラス（耐熱結晶化ガラスまたは積層ガラス（厚さ11mm以上であり、かつ、フロート板ガラス（厚さが3mm以上であるものに限る）ならびに中間層（主たる構成物質が二酸化けい素、酸化ナトリウムおよび水であり、かつ、厚さが1.4mm以上であるものに限る）およびポリビニルブチラール（厚さが0.38mmプラスマイナス0.08mmであるものに限る）により構成されるものに限る）ならびに低放射ガラス（厚さが5mm以上であり、かつ、垂直放射率が0.03以上0.07以下であるものに限る、以下同じ）により構成されるものに限る）が用いられたものであること	
		ハ 幅が717mm以上1,017mm以下で高さ717mm以上2,017mm以下である開口部に取り付けられたもの	
		ニ 火災時においてガラスが脱落しないよう、次に掲げる方法によりガラスが枠に取り付けられたもの ・ガラスを鉄材または鋼材で造られた厚さが3mm以上の取付部材により枠に堅固に取付 ・ガラスの下にセッティングブロック（*2）を設置 ・かかり代長さを13mm以上とする	
		ホ 火災時においてガラスの取付部分に隙間が生じないよう、取付部分に次に掲げる部材をガラスの全周にわたって設置 ・シーリング材で、難燃性を有するもの（シリコン製であるものに限る） ・加熱膨張材	
<p>（*1） 二酸化けい素、酸化アルミニウム、酸化リチウムを主要構成物質とするガラスで、厚さ5mm以上、かつ、線膨張係数が30℃～750℃の範囲で1℃につき0±0.0000005のもの。</p> <p>（*2） 鋼材またはけい酸カルシウム板で造られたもの。</p> <p>（*3） 屋内外15cm以内の建具を含む。</p>			

2. 誤りの訂正

該当箇所：426頁「(10) 耐力壁」の表の「厚さ」の欄 誤：20cm以上 ⇒ 正：12cm以上

以上

第一法規株式会社

〒107-8560 東京都港区南青山2-11-17

TEL：0120-203-694 / FAX：0120-302-640